

建築・都市整備・道路委員会
令和7年12月12日
道 路 局

市第69号議案
川崎市道の路線の認定に関する承諾

＜提案理由＞

川崎市長から、川崎市の区域を越えて川崎市道の路線を認定することについて承諾を求められたので、道路法第8条第4項の規定により提案する。

＜道路法＞（抜粋）

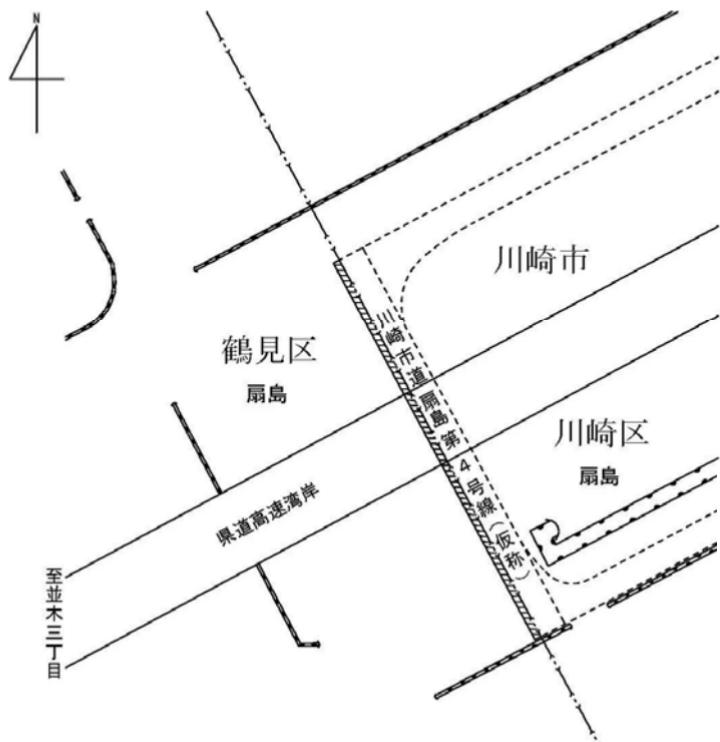
（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条（第1項及び第2項省略）

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

川崎市道扇島第4号線（仮称）認定位置図



1 路線名

川崎市道扇島第4号線（仮称）

2 起終点

起点：川崎市川崎区扇島5番の1地先

終点：鶴見区扇島7番の1地先

3 承諾に係る横浜市の区域の所在

鶴見区扇島5番の1、6番の1から

6番の3まで及び7番の1の各一部

凡 例

//////	承諾に係る区域
[-----]	認定道路
	在来道路
—< - >—	市 境 界